

四日市市告示第16号

四日市市の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者を次のように定める。

令和6年1月24日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 令和6年1月16日
- 2 公の施設名 四日市市勤労者・市民交流センター
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名称 アクティオ株式会社
 - (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
- 4 指定期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日

(商工農水部商業労政課)